

# 2023年度 地域づくり活動発掘・支援事業 募集要項

## < 通常枠 / 地域農業連携枠 >

※「地域農業連携枠」は一般財団法人 HAL 財団と公益財団法人はまなす財団との連携事業です。

### 1. 地域づくり活動発掘・支援事業とは

急激な人口減少と過疎化、さらに事業承継等の課題を抱える北海道では、それぞれの地域が特徴ある地域社会の形成を目指し、官民一体となって主体的に地域づくりに取り組むことが重要です。特に、地域の主役である住民や民間団体等が主体となった自発的な活動が求められています。

同時に、北海道が有する資源を活用した地域や産業の活性化も重要性を増し、特に北海道の強みである「農業」に関してはその可能性や潜在力への期待は大きく、地域農業の価値と持続性を高めるための取り組みも求められています。

はまなす財団では、地域づくりを進める民間団体等の活動に対して、その事業や活動が持続的なものとなるよう「ハンズオン支援(※)」を行います。また、一般財団法人 HAL 財団との連携により、「地域農業連携枠」として、北海道の強みである農業を核とした地域づくり事業や活動に対し、同様の支援を行っていきます。

(※) 活動の主体である団体と同じ目線に立ちながら、外部からの客観的な目線も加えた伴走型の支援です。

### 2. 支援対象となる事業・活動等

北海道内において、地域が主体となって取り組んでいる以下の事業、活動等

(1) 通常枠 ※上限 100 万円	①地域経済の活性化に寄与する、地域の特徴や特性を活かした事業、活動等 例) 地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発や地域ブランド化、着地型旅行商品の開発、地域情報の発信 等 ②地域社会・コミュニティの活性化や地域課題解決を目的とした事業、活動等 例) 商店街空き店舗活用、地域コミュニティ拠点の整備・運営、地域人材ネットワーク構築、住民主体の組織による地域の脱炭素化へ向けた取り組み 等
(2) 地域農業連携枠 ※上限 150 万円	農業者主体の、農業を核とした地域づくりに資する活動や取り組み 例) 地域産品を活用した食の地域ブランド化・6次産業化、農泊などの都市農村交流活動、食育・地産地消活動、農福連携事業 等

※(1)と(2)の併用は不可。 ※同一団体による複数の申請は不可(1団体1申請のみ)。

※採択の可否にかかわらず、継続性のある事業・活動等が対象です。採択されなければ実施できない事業・活動等は対象となりません。

### 3. 支援対象者

北海道内において、地域づくりに資する活動を行う下記の団体

(1) 通常枠	社団法人、特定非営利活動法人、農地所有適格法人、商工会、観光協会などの民間団体等(複数の団体・個人等により構成された、法人格のない任意団体を含む)
(2) 地域農業連携枠	農業者等が組織する団体(法人格のない任意団体を含む) ※構成員に農業者2戸以上が含まれていること。農地所有適格法人1社は農業者1戸とみなします。

### 4. 支援期間

原則として支援開始日から2年間。ただし、活動計画等により必要性が認められた場合には、最長3年間まで延長できます。

### 5. 支援内容

- ①持続的な活動を目指した組織づくりや事業計画策定の支援、また、その実現のための専門家の紹介や派遣、その他の支援・助成制度についてのアドバイス等を行います。
- ②通常枠は1団体あたり100万円、地域農業連携枠は1団体あたり150万円を上限として助成を行います。ただし、助成金は採択決定後に一括して支払うのではなく、申請された事業や活動等の計画に基づき、当財団と協議を行いながら、承認した費用について限度額の範囲内で都度精算払いとします。

### 6. 申請方法

当財団ホームページより申請書類をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付書類とともに申請先メールアドレス宛てにメールで送付ください。

【募集期間】2023年5月15日(月)~6月20日(火) 必着

【申請に必要な提出物】

(1) 通常枠	①申請書 ②事業計画書（別紙 1） ③資金計画書（別紙 2）
(2) 地域農業連携枠	上記①～③に加え、申請者が農業者主体の団体ではない場合、下記④も併せて提出ください。 ④地域農業に関する調書（別紙 3）
(1)・(2)共通	添付資料として、以下も併せて提出ください。 ・申請団体の概要および活動内容や事業内容がわかる資料（定款・規約等、構成員名簿・組織図等、直近3期分の決算書・財務諸表等、その他）やパンフレット等 ・申請する事業や活動等について補足する資料、報道記事、パンフレット等

7. 対象経費

申請された事業・活動等の実施において直接必要な費用とします。直接関連性のない経費は対象外となります。

- ・下記の「対象費目例」に記載されている経費であっても、経費の発生時に都度、助成対象としての適否を協議します。  
※対象費目例：試作・開発費、機器購入に係る初期費用、設備使用料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費、出展料、旅費交通費、専門家謝金・旅費、試験・分析費、外注費（委託費） など
- ・申請団体の維持・運営のための費用、経常的な人件費・家賃、食費・接待費などは対象外です。
- ・10万円（税別）を超える機械や設備の購入を希望する場合は、機械の管理・運用方法や、法定耐用年数の期間における継続使用の見込みなどについて購入前に確認します。

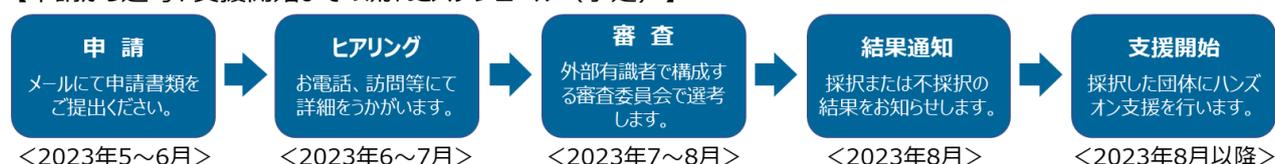
8. 選考方法

提出書類の確認後、申請内容の詳細についてヒアリングを行い、その後外部有識者による審査委員会にて選考します。

【選考ポイント】

(1) 通常枠	①将来にわたり、地域の発展、活性化に寄与する事業・活動等であるか。 ②目指すべき成果や目標が明確かつ適切であるか。 ③地域の課題解決や地域特性を活かした事業・活動等となっているか。 ④事業計画や資金計画に具体性があり、実現性、継続性のある計画となっているか。 ⑤事業や活動等が継続可能な組織体制となっており、地域内関係機関の協力・連携が見込めるか。 ⑥ハンズオン支援を理解し、本支援を積極的に活用する意思があるか。
(2) 地域農業連携枠	上記①～⑥に加え、 ⑦事業や活動等の中で、地域農業や農業者の関わり、役割が明確になっているか。

【申請から選考、支援開始までの流れとスケジュール（予定）】



9. その他

- ①申請にあたって  
特に、申請する事業や活動に複数の団体や組織が関わる場合、実際にその事業や活動の実行主体となる団体が申請者となるよう、事前に十分に検討ください。
- ②支援の終了  
支援終了時に終了報告書を提出いただきます。なお、支援終了後も、申請事業・活動等の継続状況や成果について当財団より定期的にヒアリングを行います。
- ③支援の中止（辞退）  
支援期間中に支援団体側の事情により支援対象活動の実施が困難になった場合や、支援対象事業や活動等の内容を大きく変更する場合には、その時点で支援終了とし、速やかに当財団へその旨を報告するとともに、書面により支援の中止（辞退）を届け出ていただきます。

10. お問い合わせ／申請先

公益財団法人はまなす財団 担当：根津・小倉・大関・眞田  
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 札幌センタービル 15階  
TEL：011-205-5011 メール：shinsei@hamanasu.or.jp  
※申請書類を受領した場合は、受領後2営業日以内に「受領確認メール」をお送りします。受領確認メールが届かない場合は、必ず上記までお問い合わせください。